横浜市告示第 309 号

横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び当該区域の基準

横浜市屋外広告物条例(平成23年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により指定する区域及び同条第2項に定める事項を次のように定めたので、条例第48条の規定により次のとおり告示し、令和7年8月1日から施行する。ただし、指定した区域及び事項は、令和9年12月31日で廃止する。

令和7年7月15日

横浜市長 山 中 竹 春

1 条例第10条第1項の規定により指定する区域 (以下「指定区域」という。)

指定区域は、横浜市全域とする。

- 2 条例第10条第2項の規定により定める事項 次のとおりとする。
 - (1) 禁止物件の適用除外

条例第7条第1項第1号、第2号、第8号及び第11号並びに同条第3項の規定の適用を除外する。ただし、道路の路面は、車両が通行しない場所に限る。

- (2) 広告物等に係る基準
 - ア 次に掲げる広告物等は、構造上安全であり、公衆に危害を 及ぼすおそれのないものであること。また、道路の路面に表 示又は設置する場合は、一時的な表示又は設置であること。
 - (ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物その他の工作物の外面を利用する広告物等(ただし、はり紙、はり札等は除く。)
 - 建築物から突出する形式の広告物等
 - 広告塔及び広告板
 - 電柱、街灯柱その他支柱を利用する広告物等
 - 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
 - (カ) アドバルーン
 - (キ) 投影広告物
 - イ 前号に掲げる以外の広告物等に係る基準等は、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条に規定するそれぞれの広告物等の基準とする。
- 3 対象となる屋外広告物

次に掲げる者が掲出する2027年国際園芸博覧会(以下「博覧会」という。)の屋外広告物とする。

- (1) 日本国政府
- (2) 神奈川県

- (3) 横浜市
- (4) 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
- (5) 前第1号から第4号に掲げる者との契約・協定等に基づく、 以下のいずれかに該当するもの

ア博覧会の参加国及び国際機関

イ 博覧会の出展者

ウ博覧会の協賛者

エ博覧会のテーマ営業出店者

オ博覧会の催事参加者

4 指定期間

令和7年8月1日から令和9年12月31日までとする。